



島根県報

令和7年12月26日（金）
号外 第119号
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【規則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(中小企業課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第86号）

1 規則の概要

- (1) 高度化事業の種類の名称の改正（別表関係）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（別表関係）

2 施行期日

令和8年1月1日から施行することとした。

規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第86号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表3の項高度化事業の種類の欄中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改め、同項貸付けの相手方の欄中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に、「下請事業者等（下請中小企業振興法）を「中小受託事業者等（受託中小企業振興法）に、「下請事業者等を」「中小受託事業者等を」に改め、同項貸付対象施設又は基金の欄中「下請振興事業計画承認グループ事業」を「受託中小振興計画承認グループ事業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。